

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前9時57分)

---

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、3番、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、3番、真下治彦君、6番、内海優司君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農地利用集積計画の決定についてを議題とします。  
事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第1号について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和6年8月26日付で、別紙の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により決定意見を求める。

令和6年9月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷課長補佐から説明いたします。

議長 それでは、細谷課長補佐の説明を求めます。

細谷課長補佐。

細谷課長補佐 細谷です。よろしくお願ひします。

それでは、お手元の2ページご覧ください。

今月の農用地利用集積計画です。新規案件が2件、更新案件が1件となっております。

まず1件目です。

利用権を設定する貸手は山子田の方、使用貸借の設定で、農地の所在は山子田字川端529番です。現況地目は畑、面積は1,485平米です。借手は新井の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和6年10月1日から2年間で、令和8年9月30日までとなっております。

2件目の計画です。利用権を設定する貸手は新井の方、使用貸借の設定で、農地の所在は新井字多屋1667番です。現況地目は畑、面積は3,719平米です。借手は中之条町の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和6年10月1日から4年間で、令和10年9月30日までとなっております。

3件目の計画です。利用権を設定する貸手は山子田の方、賃貸借の設定で、農地の所在は山子田字御堀890の1番。現況地目は田、面積は1,179平米のうち1,114平米となっております。借手は前橋市の方で、利用目的は水田利用。貸借期間は令和6年10月1日から5年間で、令和11年9月30日までとなっております。なお、賃借料は1万円です。

そうしましたら、3ページをご覧ください。

1件目の借手の情報になります。一番下の段をご覧ください。借手につきましては、年齢が72歳、農業従事日数が300日となっております。こちらの方、主に作っているものが野菜ということで、ネギとかタマネギになっている方です。世帯員が男女共に2人ずつでございます。所有している農機具につきましては、2トントラック、軽トラ、トラクター、用植機、掘り取り機、フォークリフトとなっております。

5ページをご覧ください。

こちらが2件目の借手の情報となっております。真ん中辺ですけれども、事業の種類ということで、主に作っているものが長ネギとキャベツとなります。真ん中の段の一番右です。所有している農機具につきましては、トラクター、電動ネギ掘り取り機、管理機、トラック、ネギ根葉切り皮むき機となっております。構成につきましては、下段に書いてあるとおりになります。

6ページをご覧ください。

3件目の借手の情報です。一番下段をご覧ください。こちらの方につきましては、年齢が24歳、作業日数が250日、主に作っている作物がナス、ブロッコリー、スイートコーンです。世帯員が男女共に1人ずつ、所有している農機具につきましては、トラクター、動力噴霧機、管理機、軽トラとなっております。

説明については以上になります。

議長 長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

農業委員 6 番、内海優司君。

内海委員 6 番農業委員の内海です。

私に関係することですので、退席させていただきます。

議長 農業委員 6 番、内海優司君の退席を認めます。

(内海委員退席)

議長 ほかには質疑ございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山です。

ちょっと 1 点だけ確認させていただきたいんですけども、この案件 2 番の農地に、既に小ネギ、ネギ苗が植わっているんですけども、これは借手がもう既に先行で植えているのか、それとも違う人が植えているのであれば、重複して借りるようになっちゃうんですけども、その辺がちょっと確認できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 長 細谷課長補佐。

細谷課長補佐 現場確認してきまして、ネギが植わっているのを確認しております。借手がもう植えているということでございます。

議長 長 ほかには質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 長 全員賛成。よって、議案第 1 号 農地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

ここで、細谷課長補佐の退室を認めます。

(細谷課長補佐退席)

議長 長 また、農業委員 6 番、内海優司君の入室を認めます。

(内海委員入室)

---

#### ◎議案第 2 号

議長 長 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第 2 号、番号 1 について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書7ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字山子田字南大手2516番11。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は2,247平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は山子田の方。譲受人は沼田市の方。転用目的は事務所倉庫及び資材置場用地。施設等は事務所38.89平米です。転用理由、譲受人は現在、沼田市内で土木建設業を営んでいるが、事業の拡大に当たり、申請地に事務所、資材置場等を設置する計画を立て、譲渡人に相談したところ了承が得られたため、事務所倉庫及び資材置場として利用したいとのことです。また、譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。また、宅地開発審議案件でございます。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番の高橋です。

先ほどの議案第2号、番号1について、事務局より説明ございました。説明のとおりでございます。若干、地元委員として補足の説明をしたいと思います。

場所なんですけど、地図を見ていただくと、現地確認調書の2ページから4ページまでとなっております。場所は役場から北に約200メートルぐらいですかね、北に行った左側の角地というところになります。現況畑ということで管理されていたようなんですが、実際何も作物は作っておらないというところになっております。若干、南東に傾斜をしております。こちらに関して、隣接する農地等に関しては、全般的に高い、北側に農地が3筆ほどありますけれども、そちらに関しては特に、隣接はしているんですが、そちらの農地のほうが高低差が高いということで、雨水の心配も特に、そちらに関してはないというところなんです。南側に道路、村道、それから東側にも村道というところなんです。こちらに関しては、アスファルト舗装をするというところと、それから側溝を造りまして、そこから東側の村道に隣接する側溝に流すというような形になっております。

地元委員といたしまして、許可相当と思われますので、皆様のご意見をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

12番、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山です。

この案件、面積が2,247平米ということで、宅地開発案件になっているということでございますので、そちらのほうでどのような意見があるか、もしよろしければお聞かせ願いたいと思います。

議 長 事務局長。

事務局長 産業振興課の回答ですが、開発により周辺農地の営農に支障をきたすことがないようにしてくださいと。また、建設課については、開発に伴い近隣住民の迷惑にならないように、適正な開発工事及び開発中の管理を行ってくださいと。あと、側溝をつける場合には、村のほうへ提出してください。また、道路が狭いため、一部側溝蓋をつけてくださいと依頼しているところでございます。

以上です。

議 長 ほかには意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第2号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書7ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第2号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字新井字堀之内210番1ほか1筆。地目は登記簿、現況ともに畑。面積の合計は711平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方。譲受人は前橋市の方。転用目的は宅地分譲用地。施設等はありません。転用理由、譲受人は申請地は県道南新井前橋線から近く、前橋市への通勤が容易であり、周辺には戸建住宅も多く、需要があると判断したため、宅地分譲用地として利用したいとのことです。また、譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、用途指定地域。農地区分は3種農地。

以上で、議案第2号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員6番、内海優司君。

内海委員 6番農業委員の内海です。

ただいま議案第2号、番号2につきまして、事務局長の説明のとおりでございますが、地元委員として、周辺状況等補足説明をしたいと思っております。

申請地の確認調書の5から7ページをご覧ください。

場所は新井の信号を北に向かい、約300メートル先の交差点を右折して、100メートル先の丁字路の手前左側の角です。申請地北側は宅地、その北側は南新井前橋線バイパスの工事中です。東側は村道を挟んで、今防災総合施設を建設中です。南側も村道を挟んで畑です。西側は水路と道路を挟んで宅地ですが、この水路と道路と2.7メートルしかないんですけれども、その区画は2区画、雨水は宅地内浸透処理、用地につきましては用途指定地域ということで3種農地でございます、よって地元委員といたしましては許可相当と思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号2は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第2号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号、番号3について説明申し上げます。

議案書7ページ、現地確認調書は8ページからとなります。

議案第2号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字新井字多屋1539番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は498平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方。譲受人は高崎市の方。転用目的は露天駐車場用地。施設等はありません。転用理由、譲受人は申請地に隣接している既存建物を利用し、社会福祉事業、障害児支援の経営を計画したが、事業の実施に当たり駐車スペースが狭小であるため、職員駐車場とし

て利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、用途指定地域。農地区分は3種農地です。

以上で、議案第2号、番号3について説明を終わります。

議長 議案第2号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番、小山でございます。

ただいまの議案第2号、3番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。地元委員として、若干補足説明をさせていただきたいと思えます。

現地調書の8ページから10ページをお開き願いたいと思えます。

まず、今回のこの申請地でございます。こちらにつきましては、新井の信号を五、六十メートル、前橋方面に下って、北側にちょっとまた50メートルぐらい入ったところに緑地公園がございます。その緑地公園の東側というような形で、前にグループホーム結芽という施設がございました。それに併設した農地を今回宅地転用するというような形でございます。

今回、宅地転用の内容につきましては、先ほど説明があったとおり、露天駐車場というような形でございます。

建物、今回の申請地の南側、西側については、既存の建物があるということでございます。北側については、農地に面してございます。東側、南側については、宅地に面しているというようなことで、既存、今併設すると予想される建物よりは、一段ちよっと低い場所に位置するというような形ではございますけれども、東側、南側について、新たに擁壁を設置し、フェンスを設置するということで、露天駐車場にした場合の雨水等については、敷地内で自然浸透というような形で、周りに与える影響はなかなというふうに思われます。また、今回の申請地につきまして、用途地域ということで、3種農地でございます。

そういった形で、地元委員といたしますと、許可相当と思われまますので、よろしく皆様方のご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求

めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第2号、番号4について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号、番号4について説明申し上げます。

議案書は8ページ、現地確認調書は11ページからとなります。

議案第2号、番号4、図面番号4。農地の所在は大字新井字梶貝戸1754番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は999平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方。譲受人は前橋市の方。転用目的は宅地分譲用地。施設等はありません。転用理由、譲受人は申請地は県道南新井前橋線から近く、前橋市への通勤が容易であり、周辺には戸建住宅も多く、需要があると判断したため、宅地分譲用地として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、用途指定地域。農地区分は3種農地。

以上で、議案第2号、番号4の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

ただいまの議案第2号、4番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。地元委員として、若干、周辺状況等含めて補足説明をさせていただきたいと思っております。

現地調書の11、12、13ページをお開き願いたいと思っております。

今回のこの申請地につきましては、新井の信号を前橋方面に約100メートルほど下っていただいたところ、なかじま鍼灸院がある東側の道路を南のほうに50メートルほど入っていただいて、また左にちょっと曲がったところの用地でございます。

申請地北側が村道、西側、南側については畑と田んぼ、東側につきましては水路を挟んで田んぼというような立地条件でございます。

今回の申請につきましては、宅地分譲用地、一応予定では3区画というような形で計画をされてございます。

生活雑排水、建物を建てた場合の生活雑排水につきましては、北側の村道に公共下

水が通っておりますので、その公共下水に接続ということと、敷地内につきましては、雨水等については自然浸透というようなことであります。

周辺が農地でありますけれども、用水や土手等で囲まれており、周辺農地に与える影響はないものと思われまます。

また、申請地につきましては、用途指定地域ということで、3種農地でございます。地元委員といたしますと許可相当と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いをしたいと思います。

以上です。

議 長 ただいま地元委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めまます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号4は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号4は許可相当として、県知事に意見書を送付しまます。

次に、議案第2号、番号5について、事務局長の説明を求めまます。

事務局長。

事務局長 議案第2号、番号5について説明申し上げます。

議案書は8ページ、現地確認調書は14ページからとなります。

議案第2号、番号5、図面番号5。農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1266番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,837平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人は高崎市の方。転用目的は建売分譲住宅用地。施設等は建売住宅52.99平米が6棟。転用理由、譲受人は申請地は前橋市、高崎の通勤圏であり、交通の便もよいため、分譲住宅として販売するのに適していると考え、譲渡人に相談したところ、快諾が得られたため、建売分譲住宅として利用したいとのことまます。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことまます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。また、宅地開発審議事案でございます。

以上で、議案第2号、番号5の説明を終わります。

議 長 議案第2号、番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員 7 番、一倉伸一君。

一倉委員 7 番農業委員の一倉です。

ただいま事務局長より説明がありました議案第 2 号の 5 の申請につきまして、地元農業委員より補足説明させていただきます。

現地確認調書においては14から16ページになります。

場所的には、広馬場の八ノ海道の信号を西に行くと、右側に自衛隊の官舎があり、100メートルぐらい行った奥になります。付近の状況を申し上げますと、申請地の西側と南側が道路で、北側と南側に側溝があります。東側の隣接場所においては、擁壁が既に打ってあります。雑排水においては浄化槽、雨水は自然浸透かと思われま。隣接する農地において影響はないと思われま。

私としましても、問題がありませんので、許可相当と思われましますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

ちょっと確認なんですけれども、現地を確認すると、ただいま合併浄化槽により、南の側溝に4軒が一応排水をするというような計画になっておりますけれども、20センチぐらいの非常に小さい側溝が流れていて、16ページの図面では、12メートルは深溝側溝に、これは転圧で変えるという形で出ているんで、側溝自体を全部取り替えるという解釈でよろしいんでしょうか。その辺をちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

議長 事務局長。

事務局長 そちらについて、ちょっと確認してもよろしいでしょうか。暫時休憩でもよろしいでしょうか。

議長 じゃ、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時36分)

議長 それでは、会議を再開します。

事務局長。

事務局長 今、小山委員の意見を宅地開発委員会のほうへ申し送ります。側溝等について、また指示を出してもらおうようにいたします。

以上です。

議長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号5について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号5は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号5は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

開始を午前11時とします。

(休憩 午前10時38分)

(再開 午前11時00分)

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会

(午前11時45分)